

精神障害者保健福祉手帳 2 級

をお持ちのかたの 自立支援医療(精神通院医療)の 自己負担分を助成します！

重度心身障害者医療費助成制度

開始時期

令和8年(2026年) 1月診療分から

対象者

精神障害者保健福祉手帳 2 級をお持ちのかた
(65歳以上で初めて手帳を取得されたかたは対象外です)

対象医療費

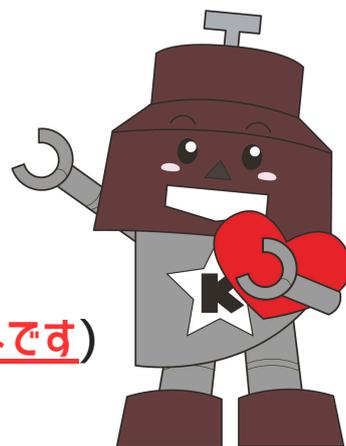
自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分
(自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分以外の医療費は対象外です)

申請方法

対象のかたには10月初旬に案内文および申請書を送付しております
申請方法の詳細についてはそちらをご確認ください

△注意△

所得制限に該当した場合は受給資格停止となります(毎年10月に所得審査を行います)
本制度の詳細についてはホームページ等をご確認いただくが、障害福祉課までお問い合わせください



川口市マスコット「きゅぽらん」

自立支援医療(精神通院医療)とは？

精神疾患で外来治療を継続的に受けているかたの医療費(指定医療機関に限る)を1割負担にする制度です。(別途申請が必要です。)

お問い合わせ

川口市役所
障害福祉課 手帳係

☎ 048-259-7678

☎ 048-259-7943

受付時間：平日 8：30～17：15



重度心身障害者医療費助成制度
についてのホームページ